

令和6年3月22日
消 防 庁

「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」の公表

「火災危険性を有するおそれのある物質」及び「火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質」を早期に把握し、それらの危険性を評価することにより、消防法の危険物又は消防活動阻害物質としての追加等に関して検討を行うため、「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」（座長：田村昌三東京大学名誉教授）を開催しました。

この度、調査検討報告書が取りまとめられましたので、公表します。

【報告書の概要】

事故の情報、文献等から、危険物に該当しない物質で火災危険性を有すると考えられる物質（火災危険性を有するおそれのある物質）を抽出し、消防法第2条第7項の危険物に該当する性状を有するかどうかについて検討しました。

また、令和5年度に「薬事・食品衛生審議会薬事分科会毒劇物部会」（事務局：厚生労働省）において、毒物・劇物に新たに指定される事が妥当とされ、令和6年度に毒物・劇物に指定される予定の物質から、火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質（消防活動阻害性を有するおそれのある物質）を抽出し、消防法第9条の3の消防活動阻害物質に該当する性状を有するかどうかについて検討しました。

調査、検討の結果、今年度は次の結論が得られました。

消防活動阻害物質について、以下の1物質を指定することが適当とされました。

4-クロロ-2-フルオロ-5-[(RS)-(2,2,2-トリフルオロエチル)スルフィニル]フェニル=5-[(トリフルオロメチル)チオ]ペンチル=エーテル（別名フルペンチオフェノックス）及びこれを含有する製剤[※]

※当該物質の劇物への指定等に伴う関係法令の改正は、令和6年5月以降に予定されていることから、当該物質の消防活動阻害物質への指定に伴う、危険物の規制に関する政令別表第1及び同令別表第2の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第2号）の改正については、令和6年7月以降を予定しています。

【別添資料】

「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」の概要

※報告書全文については、消防庁ホームページに掲載します。

該当ページURL(https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-133.html)



<問合せ先>

消防庁危険物保安室 合庭課長補佐、佐藤係長、長嶺事務官
TEL : 03-5253-7524（直通）

火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書(令和5年度)の概要①

目的:「火災危険性を有するおそれのある物質」及び「火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質」を早期に把握し、それらの危険性を評価することにより、消防法の危険物又は消防活動阻害物質としての追加を行うことが妥当であるかどうかについて検討を行う。

検討会委員名簿(五十音順)

座長	役職
田村 昌三	東京大学 名誉教授
委員	役職
朝倉 浩一	慶應義塾大学 理工学部 教授
新井 充	東京大学 名誉教授
岩田 雄策	消防研究センター 危険性物質研究室長
芝田 育也	大阪大学 環境安全研究管理センター 教授
高橋 文夫	一般社団法人日本化学工業協会 環境安全部 部長
鶴田 俊	秋田県立大学 システム科学技術学部 教授
三宅 淳巳	横浜国立大学 大学院環境情報研究院 教授

【危険物】(消防法第2条)

・別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するもの

(例) 塩素酸カリウム、硫化りん、アルキルアルミニウム、ガソリン、軽油
硝酸メチル、アジ化鉛、硝酸 など

【消防活動阻害物質】(法第9条の3)

・圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるもの

(例) 圧縮アセチレンガス、生石灰、無水硫酸、液化石油ガス
毒物及び劇物取締法に規定する毒劇物のうち指定するもの など

検討会開催状況

【第1回検討会】 令和5年5月31日(対面開催)

・火災危険性を有するおそれのある物質及び火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の調査方法について

【第2回検討会】 令和5年9月19日(WEB開催)

・火災危険性を有するおそれのある物質及び火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質に係る候補物質について

【第3回検討会】 令和6年2月19日(WEB開催)

・調査検討報告書(案)について

火災危険性を有するおそれのある物質に関する調査検討(危険物)

○ 対象物質の調査

国内外の事故事例データベース、化学物質や危険物輸送に関する文献等から対象物質を抽出。

○ 危険物に追加する条件

- 物質の用途、流通状況、入手可能性等を踏まえ、火災危険性評価(危険物確認試験)を実施するか否かについて検討。
- 火災危険性評価を実施した物質のうち、下表の条件①及び条件②に適合する物質について、消防法の危険物に指定する。

- 条件①：火災危険性評価(危険物確認試験)において危険物としての性状を有しているもの
 条件②：年間生産量等が一定量以上のもの

○ 検討結果

調査検討の結果、火災危険性評価(危険物確認試験)を実施することが適当とされる物質は確認できなかった。

火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質に関する調査検討(消防活動阻害物質)

○ 対象物質の調査

毒物及び劇物指定令の一部改正により、毒物又は劇物に新たに指定又は除外された(予定を含む。)物質等について調査

○ 毒物又は劇物に新たに指定された物質に対する消防活動阻害物質への追加の考え方

消防法上の危険物に該当しない物質で、次の①から④のいずれかの性状を有する物質は消防活動阻害物質に追加する。

- ① 常温で人体に有害な気体であるもの又は有害な蒸気を発生するもの
- ② 加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生するもの
- ③ 水又は酸と反応して人体に有害な気体を発生するもの
- ④ 注水又は熱気流により人体に有害な粉体が煙状に拡散するもの

○ 検討結果

右表の4-クロロ-2-フルオロ-5-[(RS)-(2,2,2-トリフルオロエチル)スルフィニル]フェニル=5-[(トリフルオロメチル)チオ]ペンチル=エーテル(別名フルペンチオフェノックス)及びこれを含有する製剤[※]は、人体に有害な蒸気を発生する(基準値以上)ことから、消防活動阻害物質に指定することが適当であるとされた。

※主な用途は、農薬

物質名	構造式
4-クロロ-2-フルオロ-5-[(RS)-(2,2,2-トリフルオロエチル)スルフィニル]フェニル=5-[(トリフルオロメチル)チオ]ペンチル=エーテル(別名フルペンチオフェノックス)及びこれを含有する製剤	